主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意のうち、憲法九条違反をいう点は、原審において主張、判断を経ておらず、その余は、単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四八年五月二五日

最高裁判所第三小法廷

_	武	野	天	裁判長裁判官
郷	/]\	根	関	裁判官
勝	吉	本	坂	裁判官
雄	清	里口	江	裁判官
己	正	辻	高	裁判官